

## JCB企業間決済サービス特約

### 第1条 用語の定義

本特約における次の用語の意味は、以下のとおりとします。

- (1)「パーチェンギン会員」とは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（一般法人用または大型法人用をいい、以下総称して「会員規約」という。）に定める会員のうち、本特約を承認のうえ、本特約に定めるパーチェンギンサービス（以下「パーチェンギンサービス」という。）の利用を両社所定の方法により申し込み（以下「本申し込み」という。）両社がこれを認めた方をいいます。また、パーチェンギン会員のうち、会員規約に定める法人会員およびカード使用者を、それぞれ「パーチェンギン法人会員」および「パーチェンギンカード使用者」といいます。
- (2)「パーチェンギンカード」とは、両社が発行するパーチェンギンサービス利用のための専用カードをいいます。
- (3)「指定加盟店」とは、パーチェンギン会員が承認した会員規約の別に応じて、それぞれ以下のものをいいます。  
会員規約（一般法人用）の場合、会員規約に定める加盟店のうち、本申し込みにかかる申込書上「指定加盟店」として記載された加盟店。  
会員規約（大型法人用）の場合、会員規約に定める加盟店のうち、パーチェンギン法人会員が当該加盟店でのパーチェンギンサービスの利用を希望し、両社がこれを認めた加盟店。
- (4)「指定商品等」とは、指定加盟店の取扱商品およびサービスのうち、指定加盟店および両社がパーチェンギンカードによる決済を認めた一定の商品およびサービスをいいます。なお、特に指定がなされない場合は、指定加盟店の取扱商品およびサービスの全部となります。

### 第2条 パーチェンギンカードの発行、貸与

両社は、パーチェンギン会員に対し、会員規約に基づき発行、貸与されるカードに代えて、パーチェンギンカードを発行し、当社が貸与します。

### 第3条 パーチェンギンサービスの内容、利用方法等

- 1.パーチェンギンサービスは、会員規約に定めるショッピング利用のうち、指定加盟店における指定商品等にかかるショッピング利用のみが可能となるサービスです。なお、パーチェンギンサービスには、キャッシングサービスは含まれません。
- 2.パーチェンギン会員は、指定加盟店における指定商品等について、会員規約に定めるのと同様の方法により、パーチェンギンサービスを利用することができます。また、パーチェンギン会員は、指定加盟店から付与されたID、パスワード等を利用することにより、パーチェンギンサービスを利用することができます場合があります。
- 3.前項にかかわらず、パーチェンギン会員は、本特約のほか、パーチェンギンサービスの利用にかかる両社所定の規定等がある場合はそれに従うものとします。

### 第4条 指定商品等

- 1.指定商品等の種類および内容は、指定加盟店が書面その他の方法により、パーチェンギン会員に通知または公表します。
- 2.パーチェンギン会員は、指定加盟店および両社が特に必要と認めた場合には、指定商品等の種類および内容を変更することにつき、あらかじめ承諾します。
- 3.パーチェンギン会員は、指定加盟店における指定商品等の購入・利用（以下「指定加盟店のサービス」という。）に際しては、指定加盟店所定の方法によるものとします。

### 第5条 パーチェンギンカード利用代金の支払い

- 1.パーチェンギン法人会員は、パーチェンギン会員によるパーチェンギンカード利用代金を、会員規約に定めるカード利用代金と同様の方法により支払うものとします。ただし、パーチェンギンカード利用代金の支払区分は、ショッピング1回払いに限られます。
- 2.パーチェンギン会員は、指定加盟店以外におけるパーチェンギンカード利用、または指定加盟店における指定商品等以外についてのパーチェンギンカード利用についても、パーチェンギンカード利用代金として、前項と同様に支払うものとします。

### 第6条 債権譲渡の解除等

当社、JCBまたはJCBの提携会社において所定の事由が生じた場合、会員規約の「債権譲渡の承諾・立替払いの委託」に定める債権譲渡または立替払いは、パーチェンギン会員に対する事前の通知なく、取り消しもしくは解除されることがあり、パーチェンギン会員は、これをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

### 第7条 会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除

- 1.パーチェンギン法人会員および入会を申し込まれた法人等（以下「パーチェンギン法人会員等」という。）ならびにパーチェンギンカード使用者およびパーチェンギンカード使用者として入会を申し込まれた方（以下「パーチェンギンカード使用者等」といい、「パーチェンギン法人会員等」と「パーチェンギンカード使用者等」を併せて「パーチェンギン会員等」という。）は、指定加盟店（法人規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合に限る。以下本条、第8条および第9条において同じ。）がパーチェンギン会員等の会員情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。  
(1)指定加盟店のサービスを提供するために、以下のパーチェンギン会員等に関する情報（以下「パーチェンギン会員情報」という。）を収集、利用すること。

氏名、法人代表者、所在地、電話番号等、パーチェンギン法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、パーチェンギンカード使用者等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、パーチェンギン会員等と両社の契約内容に関する事項。

パーチェンギン会員のパーチェンギンカードの利用内容（第9条において共有する事項）。

- (2)宣伝物の送付等、指定加盟店の営業案内の目的で、パーチェンギン会員情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、指定加盟店は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口につながるものとします。
- (3)指定加盟店の業務を第三者に対して委託する場合に、委託業務の遂行に必要な範囲で、パーチェンギン会員情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.パーチェンギン会員等は本特約末尾に記載する指定加盟店のグループ会社が、パーチェンギン会員情報を、指定加盟店グループ会社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で共同して利用することに同意するものとします。なお、共同利用に関するお問い合わせは本特約末尾に記載する相談窓口につながるものとします。
- 3.パーチェンギン会員等は、指定加盟店に対して、自己に関するパーチェンギン会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口につながるものとします。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、指定加盟店はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第8条 届出事項の共有

パーチェンギン会員は、指定加盟店または両社に対して届け出たパーチェンギン法人会員の氏名、法人代表者、所在地、電話番号等、あるいはパーチェンギンカード使用者の氏名、住所、電話番号等について変更があった場合において、指定加盟店または両社のいずれか一方に変更の届け出がなされたときには、指定加盟店および両社が当該変更届出にかかる情報を共有することにつき、あらかじめ同意するものとします。

### 第9条 利用内容の共有

パーチェンギン会員は、指定加盟店のサービス提供に必要な場合において、パーチェンギン会員のパーチェンギンカードの利用内容を、指定加盟店および両社間で共有することにつき、あらかじめ同意するものとします。

### 第10条 サービス停止

両社は、指定加盟店の信用状態に重大な変化が生じた場合、その他パーチェンギンサービスの提供を継続することが困難と認めた場合には、何ら通知催告なく、本サービスの提供を中止できるものとします。

### 第11条 代表使用者等の責任

パーチェシング会員が会員規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、会員規約に定める代表使用者または連帯保証人は、パーチェシング会員によるパーチェシングカード利用代金その他本特約に基づきパーチェシング法人会員が負担する一切の債務について、パーチェシング法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。

第12条 本特約の改定

将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にパーチェシングカード使用者がパーチェシングカードを利用した場合、両社はパーチェシング会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第13条 適用関係

- 1.本特約は、パーチェシング会員のパーチェシングサービス利用について適用されるものとし、本特約に定めのない事項については会員規約によるものとします。この場合、会員規約における「カード」を「パーチェシングカード」と読み替えるものとします。
- 2.本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、本特約における「当社」および「両社」はいずれも「JCB」に読み替えます。

(TK590000・20081103)